

第4章 住民投票

(住民投票)

- 1 町長は、町政に関する重要事項^{A)}について、住民（町内に住所を有する者をいう。以下この条において同じ。）の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。¹⁾
- 2 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求等)

- 1 年齢満18歳以上の住民²⁾（外国人を含む³⁾）で、別に条例で定める資格⁴⁾を有する者は、町政に関する重要事項⁵⁾について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、町長に対し住民投票の実施を請求することができます。⁶⁾
- 2 議会は、町政に関する重要事項について、議員の定数の1/2分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対して住民投票の実施を請求することができます。⁷⁾
- 3 町長は、町政に関する重要事項について、自ら住民投票を発議することができます。
- 4 町長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 5 住民投票の投票権⁸⁾を有する者は、年齢満18歳以上の住民⁹⁾（外国人を含む¹⁰⁾）で、別に条例で定める資格¹⁰⁾を有する者¹⁰⁾とします。
- 6 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説・考え方】

- ・住民投票は、住民が町政に参加する究極の仕組みであるといえます。
住民投票は、町政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するものですが、すべてのことについて住民投票を行うわけではありません。現行の地方自治制度は間接民主主義を基本としており、情報共有と町民参加の実践により、住民投票に至らなくとも重要な事項を解決できることが望ましく、直接民主主義である住民投票は、あくまで間接民主主義を補完するものであり、美幌町の将来を左右し、住民一人一人の意思を確認する必要に迫られた際の最終手段としてのみ実施されるべきです。
- ・住民投票制度には、個別設置型と常設型とがありますが、美幌町では常設型を見据えた内容としました。
個別設置型は、住民の意思を確認しようとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定するもの（地方自治法第74条の規定による直接請求）であり、当該条例の成立のためにはその都度議会の議決が必要となるなど、住民の意思を安定的、かつ迅速に問うことが難しくなります。一方、常設型は、個別案件ごとに住民投票条例を設けるのではなく、要件を満たせば自動的に住民投票を行うことができるものです。

(住民投票)

- ・町長は、町政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができることを定めています。なお、投票者の範囲については美幌町内に住所を有する者に限ることとしました。これは、本条例で規定する「町民」に投票を認めることは、その把握が極めて困難であることによるものです。
なお、「町政に関する重要な事項」の内容については、別に定める条例で規定します。
- ・地方自治は、町長、議会議員を住民の代表とする間接民主制が基本であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置づけられるものです。従って、住民投票の結果で町長や議会の選択、決断を拘束することは適当ではなく、結果を尊重するよう規定しています。
また、投票結果については、自治体を構成するすべてが投票結果に責任を持ち、これを尊重すべきものと考え、投票権の有無にかかわらず美幌町の自治に関わりがある通勤、通学者等も含めた町民、議会、町長が尊重するものとししました。

1) 者をいい、外国人を含みます。以下この章において同じです。
…「住民」について一番最初に規定する部分で外国人も含めて定義付けすべき。

2), 8) 削除

3), 9) で別に

4), 10) 削除

5), 6), 7) 重要な事項

1)～10) 庁内委員会修正案のとおり修正

A) 重要な事項

第31回会議では第4章～第6章までを協議。協議結果は備考欄に記載。備考欄のうち、下線が引いてあるものが第31回町民会議での協議結果。下線がないものは、第29回会議での協議結果。

(住民投票の請求等)

11)

- 住民投票実施の請求権、投票権を有する者の年齢は18歳以上としました。これは、憲法改正国民投票法が、投票権を有する者の年齢要件を満18歳以上と規定していることから妥当であると考えます。
- 住民が住民投票の請求をするには、請求権者の総数の4分の1以上の連署を必要としました。地方自治法では、直接請求として町長等の解職や議会の解散請求を規定しており、その場合の請求の要件は請求権者の3分の1以上の連署が必要であると規定しています。住民投票は、町政に関する重要な事項について住民の意思を確認するため、間接民主主義の補完として実施するものであり、実施に当たっては慎重な判断が求められます。このため、町長等の解職や議会の解散請求に次ぐ厳格性を確保するため、請求権者の4分の1以上としました。
- また、住民投票実施の請求権、投票権を有する者には、町内に住所を有する外国人も含みます。住民投票は、美幌町の将来にかかわる重要な事項、つまり美幌町の住民全体に関わってくる重要な事項について、美幌町の住民に直接その意思を確認するものです。外国人であっても、美幌町の住民であれば、美幌町の地域社会と関わることになり、自治の主体を担う権利があると考えます。その権利を制度的に保障する住民投票に、美幌町在住の外国人も投票できるようにすべきと考えます。なお、住民投票実施の請求権、投票権を有する外国人の範囲については、別に定める条例で規定します。
- 議会が町長に対し住民投票を請求する要件については、地方自治法第112条及び第116条の規定を踏まえ、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決すること、としています。

(参考) 地方自治法

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

- 町長は、自らの判断で住民投票を発議し、実施できることを規定しています。また、町長は、第1項又は第2項の規定により住民、議会から住民投票の実施の請求があった場合は、その請求を拒むことができず、それらの請求があった場合は住民投票を実施しなければならないことを規定しています。
- なお、住民投票の実施に関する手続やその他必要な事項は、別に条例で規定することとしています。

【町民会議では】

この条例の中に住民投票に関する規定を設けることについては、多くの委員の意見でした。しかし、住民投票でも個別設置型、常設型のいずれを見据えたものとするかについては意見が分かれ、慎重に協議を行いました。現行制度においても、個別設置型による住民投票は実施することが可能であり、現行制度で十分との意見もありましたが、最終的には、参加の究極の手段として、美幌町の将来に関わる重要な事項について、一定の要件が整えば自動的に住民の意思を直接確認できる制度を規定する必要があるという結論に達しました。

また、住民が住民投票の実施を請求する場合に必要な署名の数をどう設定するかについても、常設型による住民投票の濫発防止や活用の観点などから協議が行われました。

住民投票実施の請求権者、投票権者については、憲法改正国民投票法において投票権者を満18歳以上としていることなどから、満18歳以上に認めることとしました。

さらに住民投票の成立要件を規定するかどうか議論となり意見が分かれたところですが、最終的には、成立要件を設けることにより、住民投票が成立しなかった場合に大量の死票が出る可能性があること、住民投票を成立させないよう投票のボイコットがされる可能性があること、投票率も投票結果であり、賛成、反対の得票数やその差を含めて総合的に判断するべきとの考えから、成立要件は設けないこととしました。

11) 年齢はいずれも18歳以上

12) 請求権者の総数の4分の1以上

13) あり現行制度

14) 以上の者に

7/22 時点

修正案 2

庁内委員会修正案

備考

また、常設型の住民投票制度は、請求の濫発が懸念されることから、同一事項や当該事項と同趣旨の事項の請求については、住民投票が行われた後2年間程度は行えない方が望ましいということで、町民会議としての意見がまとまりました。

なお、常設型のタイプとして、今回示しているものは「単独型」といわれるものですが、町民会議では上越市の方式を支持する意見も出されました。しかし、住民投票請求の濫発の懸念が拭いきれないことから「単独型」とすることとしました。

第5章 町民

(町民の権利)	
1	町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。
2	町民は、町政に参加する権利を有します。
3	町民は、行政サービスを受ける権利を有します。
1) (町民の役割) 2) 3)	
1	町民は、美幌町の自治の主体として、自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加するよう努めます。
2	町民は、町政及び地域活動に参加するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力しあうよう努めます。
3	町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。
6) (事業者の役割) 8)	
7)	事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【解説・考え方】

(町民の権利)	
町民が有する権利について規定しています。	
1	情報共有の原則に基づくものであり、町民が町政に参加するための前提となる「知る権利」を保障し、議会や行政が保有する情報の提供を受けたり、情報を請求できる権利を有することを規定しています。
2	参加の原則に基づくものであり、町民が政策立案、執行、評価等の各段階において参加することができる権利を有することを規定しています。
3	町民が行政サービスを受けることができる権利を有することを概括的に規定しています。

(町民の役割)	
町民の権利と対になる責務について規定しています。	
町民が権利を主張するだけでなく、その責務を果たすことで美幌町の自治は進みます。	
町民は、町民自身が美幌町の自治の主体であることを認識し、自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加すること、参加するにあたっては自らの発言や行動には責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力することを規定しています。	
また、町民は行政サービスを受ける権利を有する一方、行政サービスを受けるためには、各町民が、それぞれの状況にみあった、応分の負担を負うことを規定しています。	

(事業者の役割)	
この条例において、事業者とは、美幌町内において、営利、非営利を問わず、一定の目的を持つ活動を行う個人、法人若しくは団体をいいます。	
公共の領域において、今後民間の果たす役割は一層重要になります。このため、事業者が地域社会の一員として社会的責任を有することを認識するとともに、暮らしやすい地域社会の形成に貢献するよう努めることを規定しています。	

【町民会議では】

自治の推進においては、情報共有、町民参加が大きな柱であり、これらを権利として規定することは町民会議委員の大方の意見でした。一方で、美幌町の自治は町民が主体であり、町民には地域活動等への参加、応分の負担を負う等の責任があることを認識してもらう必要がある、などの意見

①, ②役割

—条文—	
1)	「責務」の方が適切ではないか。 …町の他の条例では、項目名を「町民の責務」としており、それに合わせた方が良い。 また、文末が「～ます。」となっているが、町民が自ら宣言している表現となっており、項目名が「役割」では弱いのではないかと。
2)	として自ら
3), 4)	地域社会の自治 …「地域社会の自治」とした方が第1章 総則の概念図に合う。
5)	当たっては、
6)	項目を削除し、「町民の役割（責務）」と同一の項目で規定する。 …「町民」の中に事業者は含まれるのであり、「町民の役割（責務）」という同じ項目の中で規定した方が良い。
7)	4 町内で事業を営む者（もの）は、 …「事業者」は定義付けしていないため、この表現にした方が良い。
8)	削除 …当該一文で「地域社会」が3度出てくることになり、くどい。「地域社会との調和を図り、」を削除した方がすっきりする。
—解説・考え方—	
9)	町内で事業を営む者（もの）とは
10)	事業を行う個人、法人又は団体 or 事業を行う個人又は法人若しくは団体
11)	町内で事業を営む者（もの）が
12)	としての社会的

1)	7/22 時点のままとする。
2)	庁内委員会修正案のとおり修正
3), 4)	7/22 時点のままとする。
5)	庁内委員会修正案のとおり修正
6) ~8)	7/22 時点のままとする。

7/22 時点

修正案 2

庁内委員会修正案

備考

が出されました。

町民が果たすべき事項が「役割」なのか「責務」なのか「義務」なのか議論がありました。「責務」や「義務」は、権限がない町民に対し用いるには重く、威圧的な表現に感じられる可能性があるため、「役割」としました。¹³⁾

また、⁴⁾事業者については、本条例では「町民」の中に入れていたことから、敢えて特出しでその役割を規定するかどうかについて議論がありましたが、¹⁾事業者も地域社会の一員であり、地域社会への貢献に努めてほしい、という思いから規定すべきとの結論になりました。

13) ため「役割」

14), 15) 事業を営む者 (もの)

第6章 協働・コミュニティ

(協働) ① 2)

1 町民、議会及び行政は、相互理解と信頼関係のもとに、地域の課題を解決し、豊かな美幌町の自治を実現するため、協働を推進するものとします。 3)

2 行政は、町民との協働による美幌町の自治を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに、必要な支援に努めます。 4) A)

5) (コミュニティ)

5) コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた、多様な組織及び集団をいいます。 6) 7)

(コミュニティの役割)

1 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

2 コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

3 コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。

(町民とコミュニティ)

町民は、コミュニティの役割を認識するとともに活動に積極的に参加し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。

(行政とコミュニティ) 8)

行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、必要な支援を行うことができます。 10)

【解説・考え方】

②

(協働) 11)

- この条例では基本原則として、町民、議会及び行政による協働を規定しています。町民と議会及び行政が協働により地域の課題を解決していくことが重要です。そして、協働を推進するには町民、議会及び行政がお互いをパートナーとして認めること、そのためには相互理解と信頼関係を築くことが大切です。
- 協働を担う主体としては、自治会や特定のテーマを中心に活動するNPOやボランティア団体などが挙げられます。これら担い手は、自主性、自立性を持って活動することが本来の市民自治の姿であり、行政は町民との協働による美幌町の自治を進める場合には、協働を担う主体の自主性や自立性を損なわないようにしなければなりません。また、行政は、金銭面に限らず、情報の提供、人材育成、活動のための環境づくりなど、様々な方法で支援に努めることとしています。

(コミュニティ) 12)

- コミュニティの定義を規定しています。具体には、住んでいる地域を単位とした自治会や、福祉や環境などテーマ別に活動しているNPO、ボランティア団体など、多種多様なものが含まれます。

(コミュニティの役割)

- コミュニティは、地域の課題を解決する公共の担い手であり、その果たす役割は重要です。このため、コミュニティの役割として、地域課題の解決に向けて取り組むこと、町民が参加しやすい環境づくりに努めること、相互に連携を図り、議会及び行政と協働し活動の充実に努めることを規定しています。

(町民とコミュニティ)

- また、コミュニティは、町民の参加や協力がなければ成立しないことから、町民がコミュニティの役割を認識し、その活動に積極的に参加し、コミュニティを守り育てるよう努めることを規定しています。

①地域の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに
…町民会議での意見を受け、「豊かな美幌町の自治」を外し、順序を入れ替えた。

②【解説・考え方】で、条文の具体的な解説に入る前に、次の文言を記載する。
この条例では、第5章で「町民」について規定し、続く本章において「協働・コミュニティ」を規定しています。
美幌町の自治を担うものとして、自治の主体である「町民」、その町民から信託を受けた「議会」と「行政」の三者が挙げられます。第5章以下では、まず自治を担う各主体についてその役割や責務などを規定し、その後それぞれが具体的に何を行うのかを規定する構成としています。
地域の課題は、まず町民が自ら解決に向けて取り組んでいくことが必要です。しかし、町民個々の力だけでは課題の解決を図ることはなかなか難しいのが実情です。
このため、町民、議会、行政が互いに協働して地域の課題の解決を図ることが考えられます。
また、町民同士が自主的に連携し協力するためにコミュニティ（例えば自治会、NPO、各種団体等）を形成し、地域の課題の解決を図ることが考えられます。
「協働」と「コミュニティ」は「地域の課題を解決する」という共通の目的に向かうものであるとともに、「コミュニティ」も「町民」同様、協働の主体を担うものとして位置づけられるものです。このように、協働とコミュニティは密接に結びつくものであり、一体的に章建てをして規定することとしました。
…町民会議での意見を受け、「解説・考え方」を詳しく記載した。

1), 11) 協働の推進
…単に「協働」とするより「協働の推進」とする方が良いのではないか。

2) 相互の理解

3) 推進します。

4) とともに必要な

5) ここではなく、第1章 2.用語の定義 で規定した方が良い。
…第1章 用語の定義 以外で定義付けするような規定があるのはおかしい。第1章 用語の定義へ移行すべき。

6) 「役割」ではなく「責務」の方が良いのではないか。
…第5章 町民 の「町民の役割」と同じ理由

7) 地域の課題

8) 削除
…たたき台で「行政は、…その活動との連携を図るとともに」と規定しているが、「コミュニティの役割」の第3では「コミュニティは、…議会及び行政と協働し」となっており統一されていないため、削除

9) ため必要

10) に努めます。
…「協働 (の推進)」の第2の文末表現に合わせた。

12) 第1章 2.用語の定義 の解説・考え方へ移動。

一条文—
1), 11) 庁内委員会修正案のとおり修正

①, 2), 3) 地域の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに協働を推進します。

4) 庁内委員会修正案のとおり修正

A) を行います。

5) 町民会議での協議の結果、移行しないこととした。

6) 7/22 時点のままとする。

7) 庁内委員会修正案のとおり修正

8), 9), 10) 連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行います。

—解説・考え方—
修正案②の内容により、「協働の推進」の解説の前に記載する。

7/22 時点

修正案 2

庁内委員会修正案

備考

(行政とコミュニティ)

- ・コミュニティ活動等は、自主的、自立的なものであり、行政もその自主性・自立性を損なわないよう、連携を図るとともに、資金や人材育成、情報提供等の支援を行うことができることを規定しています。

【町民会議では】

協働については、協働の推進、町の役割・責務、町民や議会、行政の相互理解や信頼関係の構築などについて意見が出されました。

また、コミュニティについては、美幌町の現状についての意見が出されました。個々のコミュニティでは活発な取組が行われているという意見の一方、コミュニティ相互の連携を図る必要性、若い世代や男性の参加者が少ないこと、自治会の現状認識などについて意見が出されました。

さらに、個々のコミュニティの活動を充実させると共に、コミュニティ相互の連携を図ることにより、地域の課題の解決に向けての新たな視点、取組の広がりが期待できるため、個々のコミュニティをつなぐ新たな組織を作る、あるいは現在ある仕組みを活用するなどして、そこで地域の課題を検討し、誰がどのようにその課題解決に向けて取り組むのかを協議することの必要性、例えばこうした取組を町内の一地域でモデル的に実施し、将来的には本条例で制度化することも検討するなど、コミュニティ自身、そして行政もコミュニティ相互の連携について具体的に取り組むことが必要ではないかとの意見も出されました。

--

--

--